

令和3年6月21日～7月11日までの利用変更・取消・還付について

渋谷区文化総合センター大和田
指定管理者 しぶや文化創造グループ

別紙利用ガイドラインのとおり、定員数の制限がございます。また、練習室、学習室、展示ギャラリーは20時までのご利用とし、多目的アリーナの夜間区分はご利用いただけません。それに伴い、利用取消、変更をされる場合は、以下のとおり、対応いたします。

1. 利用取消による還付

令和3年6月19日までに申し込まれた令和3年7月11日までのご利用で、新型コロナウイルスの影響及び利用制限による利用取消は、施設利用料の全額還付を行います。

2. 利用制限による減免

期間中の夜間区分のご利用については、時間制限が発生することから、練習室・学習室は通常夜間区分料金から50%の減免となります。

3. 利用日の変更

1回のみ可能です。

納付済みの利用料金は変更日に充当できます。

変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

4. 手続きの期限

取消、変更については、ご利用日当日までに必ず手続きをお済ませください。

3Fホール事務室（取消申請は郵送でも可）にて承ります。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21 3階ホール事務室 03-3464-3251

5. 必要書類

a. 使用承認書原本

b. 施設利用取消届 兼 利用料還付申請書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2021/05/feb4efe0cdad944acfbff03dec1c86e.pdf>

c. 還付金請求書兼口座振替依頼書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2021/05/8fef7f39edb37d84cf5eef486bed77b.pdf>

d. 振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等（窓口申請時のみ）

以上